

募 集

男女共同参画推進会議 (女性活躍推進協議会)委員

男女共同参画および女性活躍推進に関する審議◆対象…区内在住の18歳以上で、男女共同参画に关心があり、平日昼間に会議に出席できる方◆任期…6月1日～令和7年5月31日◆報酬…1回13,700円◆人数…2名程度◆選考…書類、面接■便せんなど(4面記入例参照)。職業、応募動機(800字程度)も記入)で4月14日(必着)までに「〒171-0021 西池袋2-37-4 男女平等推進センター」へ郵送か持参。

問担当センター庶務・計画調整グループ☎5952-9501

傍聴できます

第65回住宅対策審議会

3月27日(月) 午前10時～正午 区役所本庁舎 8階議員協議会室

申電話で住宅課施策推進グループ☎3981-2655へ。

イベント

池袋西口としま商人まつり

3月18日(土)・19日(日) 午前10時～午後6時30分※19日は午後5時30分まで GLOBAL RING THEATRE(池袋西口公園内)◆オープニングセレモニー、区内各商店および交流都市による飲食・物品販売、観光物産店、各種団体による「春の演舞の集い」■当日直接会場へ。

問豊島区商店街連合会☎3981-5445

池袋図書館 ビブリオバトルfeat.みらい館大明

3月21日(祝) 午後2時～3時30分 池袋第三区民集会室◆知的書評合戦。バトラーから本の紹介を聞いて、最も読みたくなった本に投票しチャンプ本を決定◆中学生以上◆40名(観覧者)、7名(バトラー)

申観覧者は当日直接会場へ。バトラーは電話で3月17日までに当館☎

生活に困ったときは相談してください

生活が困難になった時の最後のよりどころとして、生活保護制度があります。ためらわずに相談してください※相談内容は、守秘義務により堅く守られます。

△こんなときに受けられます

収入が無いかあっても少なく、生活に事欠くような状態に陥った場合、その困窮の程度に応じて、最低限度の生活を保障します。

△保護費の額

「最低生活費」と保護を受けようとする方(世帯)の「収入」を比べ、「収入」が下回る場合はその不足分を支給します(右図参照)。ただし、資産・能力などすべての活用が必要であり、その中には親族などからの援助や扶養も含まれます。※「収入」=世帯のすべての収入(給料、手当、賞与、内職収入、営業収入、仕送り、年金、保険金、臨時収入など)。なお、働いて得た収入は一定の控除額が認められます。



3985-7981へ。直接窓口申込みも可※応募者多数の場合は抽選。

ちかこイベントクラブ 「唱歌を詩として楽しもう」

3月28日(火) 午後2時～3時30分 としま区民センター◇唱歌を題材に、歌詞を楽しみながら朗読することで口内を健やかに、脳を元気にする◇15名■3月13日午前10時から2次元コードで申込み※先着順。

問協働推進グループ☎4566-2314

東京音楽大学卒業演奏会

3月28日(火) 午後6時開演(午後5時20分開場) サントリーホール(港区赤坂1-13-1)◆2022年度卒業生の成績優秀者から選抜された10名による演奏会◆乳幼児は入場不可◆300名◆1,500円※全席指定(チケット発券手数料385円)申当大学チケットサイト■https://www.s2.eget.jp/TCM/pt/から申込み※先着順。

問団体 豊田☎090-8315-3137

自白3-20-18 白目庭園、☎5996-4886、info@mejiro-garden.com]へ。直接窓口申込みも可※先着順。

としま案内長崎町ガイドツアー 「千川上水跡まち歩き」

4月9日(日) 午後1時30分～3時30分 西武池袋線東長崎駅改札口付近集合、東京メトロ有楽町線千川駅付近解散◆八重桜を愛でながら千川上水の面影をたどる◆15名◆300円申往復はがき(4面記入例参照)。参加者全員分記入)で3月22日(必着)までに「〒171-0044 千早2-35-12 千早地域文化創造館」へ。2次元コードから申込みも可※応募者多数の場合は抽選。

問担当団体 豊田☎090-8315-3137

講演・講習

犬と毎日楽しく！しつけ講座 ～災害に備えて～

3月25日(土) 午後1～3時 池袋保健所◆犬の気持ちも考え、無理なく楽しくしつける方法やペット全般の災害対策を学ぶ※動物は同行不可◆小学生以上参加可◆40名程度申3月13日から電話で生活衛生グループ☎3987-4175へ※先着順。

理療法士による 健康講座(ヒザ講座)

3月29日(火) 午後1時30分～2時30分 高田介護予防センター◇講座と膝痛予防の体操レクチャー◆区内在住で65歳以上の方◆19名

申3月14日前午11時から電話で当センター☎3590-8116へ※先着順。

みらい館大明

4月8日(土) 午後3～4時、午後6～7時 白目庭園◆若手実力派のギタリスト五十嵐紅が、日本歌曲・クラシック・映画音楽などでクラシックギターの魅力を披露◆中学生以上◆各回40名◆1,800円申3月13日から往復はがきかファクスかEメール(4面記入例参照)。希望回、ファクス番号も記入)で「〒171-0031

…①毎月第2火曜日コース…4月11

△相談機関①生活福祉課(区役所東池袋分庁舎)／担当地区：駒込、

巣鴨、西巣鴨、北大塚、南大塚、上池袋、東池袋、南池袋、池袋

1・2・4丁目、雑司が谷、高田、池袋本町、西池袋1・3丁目、

白目1・2丁目、住まいのない方、②西部生活福祉課(3月6日

より要町1・5・1へ移転)／担当地区：西池袋2・4・5丁目、

白目3～5丁目、長崎、高松、池袋3丁目、南長崎、千早、千川、

要町、③民生委員・児童委員／地域の方々の実情を把握し、一人暮らしの高齢者や生活が困難な家庭などの相談に応じます。また、

関係機関と連携し、生活を支援します。④くらし・しごと相談支援センター／専門の支援員が自立に向けた支援をします(生活保

援受給者を除く)。

問①生活福祉課相談グループ☎3981-1842、②西部生活福祉課相

談グループ☎5917-5762、③福祉総務課民生・児童委員グループ

☎3981-1722、④くらし・しごと相談支援センター☎4566-2454

問は【問い合わせ先】、■は【申込み先】、HPは【ホームページ】、EMは【Eメール】、FAXは【ファックス】、QRは【フリーダイヤル】、保は【保育あり】です。※費用の記載がない事業は無料です。

子どもに関する手当および医療費助成のご案内

手当・助成を受けるためには申請が必要です。申請方法、必要書類などの詳細は事前に問い合わせてください。

問児童給付グループ☎3981-1417

1. 子どもに関する手当

支給対象月は原則、申請した月の翌月分からです。各手当の支給月額や所得制限額は右表参照。一定以上の所得がある方には支給されません。

●児童手当・特例給付

児童手当は家庭などにおける生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。子どもが生まれた方、転入した方は新たに申請してください。また、これまで受給していた方が海外転出した場合は、配偶者の方が新たに申請してください※公務員の方は勤務先から支給されますので、勤務先で申請してください。

△対象…中学校修了前(平成20年4月2日以降生まれ)までの児童を養育している区内に住所がある父母などで、家庭での生計中心者となっている方。

△対象にならない場合…(ア)児童が児童福祉施設などに入所している、(イ)国内に住所がない。

△手当額…3歳未満/15,000円、3歳以上小学校修了前/第2子まで10,000円、第3子以降15,000円、中学生/10,000円、右表「所得制限額」以上かつ「所得上限額」未満の方/児童1名につき一律5,000円。

●児童扶養手当

△対象…次の①～⑥のいずれかの状態にある18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)を養育している父または母もしくは養育者。①父母が離婚、②父または母が死亡、③父または母に重度の障害がある、④父または母の生死が不明、⑤父または母に1年以上遺棄されている、⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている、⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている、⑧婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない※受給者はまたは対象児童、もしくはその両方が公的年金を受給している場合は、手当の支給額が一部または全部停止となります。

△対象にならない場合…(ア)事実上婚姻関係と同様の状態にある(父母の障害を理由とする場合を除く)、(イ)児童が児童福祉施設などに入所している、(ウ)国内に住所がない※平成15年4月1日以前に支給要件に該当した方は申請できない場合があります。

●特別児童扶養手当

△対象…次の①～⑥のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育している方。①身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害4級の一部も該当)、②愛の手帳1～3度程度※長期安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童も該当する場合があります。

△対象にならない場合…(ア)児童が児童福祉施設などに入所している、(イ)国内に住所がない、(ウ)児童がその障害を理由とする公的年金を受給している。

●児童育成手当(育成手当)

△対象…児童扶養手当に準ずる。公的年金を受給している方も対象。

△対象にならない場合…(ア)事実上婚姻関係と同様の状態にある(父母の障害を理由とする場合を除く)、(イ)児童が児童福祉施設などに入所している。

●児童育成手当(障害手当)

△対象…次のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育している方。①身体障害者手帳1～2級程度、②愛の手帳1～3度程度、③脳性まひ、または進行性筋萎縮症。

△対象にならない場合…(ア)児童が児童福祉施設などに入所している。

児童手当所得限度額表

扶養人数	所得制限限度額 (手当が特例給付になる基準額)	所得上限限度額 (手当が支給されなくなる基準額)
0人	6,300,000円	8,660,000円
1人	6,680,000円	9,040,000円
2人	7,060,000円	9,420,000円
3人以上	以降1人増すごとに、380,000円加算	以降1人増すごとに、380,000円加算

*受給者の令和3年中の所得で判定します。

*上記所得限度額表には、社会保険料控除一律80,000円を加算しています。控除額については問い合わせてください。

*給与所得または年金所得がある方は、所得制限額に最大10万円を加算します。

手当別月額・対象年齢など(4月から)

区分	児童扶養手当	特別児童扶養手当	児童育成手当(育成)	児童育成手当(障害)
手 月 額	児童1人目 全部支給 一部支給	44,140円 10,410円～44,130円	1級 53,700円	13,500円 15,500円
	児童2人目 全部支給 一部支給	10,420円加算 5,210～10,410円加算		
	児童3人目 から1人に つき 全部支給 一部支給	6,250円加算 3,130～6,240円加算		
所得 制限 額	あり(各手当によって所得制限額、控除額が異なるため問い合わせてください)			
支給月	1・3・5・7・9・11月	4・8・11月		